

被災された皆様へ

令和2年7月22日
島根県警察本部

令和2年7月豪雨による災害は、特定非常災害特別措置法に基づく**特定非常災害**に指定されました。
これにより、次の措置が講じられます。

①許認可等の存続期間（有効期間）の延長

一定の地域（※1）の方々を対象に、運転免許のような許認可等（令和2年7月3日以後に満了するもの）について、存続期間（有効期間）が令和2年12月28日（月）まで延長されます（※2）。

【許認可等の満了日が延長される主な例】

- 運転免許証の有効期間の延長（道交法）
- 猟銃等の所持の許可の有効期間の延長（銃刀法）
- 犯罪被害者等給付金の申請期間の延長（犯罪被害者支援法）等

（※1）令和2年7月豪雨に際し災害救助法が適用された市町村
（下記リンク参照）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

（※2）措置に関する告示は、下記リンク参照

<https://www.npa.go.jp/laws/kaisei/kokujii/kokkakouan/20200714honbun.pdf>

②期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予

法令に基づく届出等の義務が、本来の期限までに履行できなかった場合であっても、それが特定非常災害によるものであることが認められた場合には、**令和2年10月30日（金）までに履行すれば、行政上及び刑事上の責任を問われません。**

この件に関するお問い合わせは

TEL **0852-26-0110(代表)** 島根県警察本部

お問い合わせ内容により関係所属におつなぎします。

